

豊環保発第2385号
令和4年2月15日

愛知県知事 大村 秀章 様

豊田市長 太田 稔彦



(仮称) 新城・設楽風力発電事業計画段階環境配慮書について (回答)

令和4年1月18日付け3環活第489号で照会のありましたことについては、
別紙のとおりです。

【担当】

豊田市 環境部 環境保全課

TEL 0565-34-6628

FAX 0565-34-6684

(仮称) 新城・設楽風力発電事業計画段階環境配慮書についての市長意見

1 総論

- (1) 想定区域の一部に、自然豊かで将来にわたり保存すべき愛知高原国定公園が含まれている。事業を進めるにあたっては、特にこの区域における事業実施について、極力環境に影響が生じないように計画すること。
- (2) 設置を予定している風力発電施設は、大型で国内における稼働実績がないため、精度の高い予測が困難であると考えられる。国内外の最新の知見を踏まえて環境に配慮した事業を計画し、環境への影響について過小評価とならないように留意すること。
- (3) 地域住民等に対して分かりやすく丁寧な説明を行うとともに、地域住民等の意見に十分配慮する等、理解の促進に努めること。また、最新の住宅等の立地状況を考慮して、手続きを進めること。

2 各論

(1) 騒音及び超低周波音

想定区域周辺には住宅等があり、騒音及び超低周波音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電施設の配置は、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、住宅等から離隔する等、生活環境への影響を回避又は低減すること。

(2) 動植物、生態系等

想定区域及びその周辺は、レッドリストあいち2020掲載種の渡り鳥が確認されている。施設稼働による鳥類等の衝突や生息環境への影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価し、専門家や地域住民等の意見を踏まえ、鳥類等への影響を回避又は低減すること。

(3) 景観

想定区域周辺には主要な眺望点があるため、事業計画の検討時には、眺望点の管理者、利用者、地域住民等の意見を踏まえ、景観への影響を回避又は低減すること。